

ハッピーバースデー能登羽田便利用旅行助成金交付要綱

(目的)

第1条この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会(以下「同盟会」という。)が、能登一羽田便に搭乗する「のと里山空港ウイング・ネットワーク個人会員」に対し、ハッピーバースデー能登羽田便利用旅行助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより能登羽田便の認知度向上と利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条助成の対象となる者は、のと里山空港発着定期便を往復利用した旅行者で、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1)のと里山空港ウイング・ネットワーク個人会員。

(2) 誕生月に出発する旅行であること。

2次に掲げる者は助成金交付の対象から除くものとする。

(1)搭乗日現在、満3歳未満の旅行者(座席を確保し小児料金を支払った満3歳未満の小児については対象者とする。)

(2)同盟会が主催または旅行事業者と提携して実施する旅行の参加者及び航空運賃の全部または一部に官公庁等の公金が充てられている旅行の参加者。

(3)同盟会に加盟する市町内の小学校、中学校または高等学校の修学旅行の参加者。

3対象者の搭乗機又は搭乗予定機が、やむを得ずのと里山空港以外の空港に着陸した場合についても適用する。

4助成金の交付対象となる往復の搭乗日は、平成26年6月26日から当分の期間とする。

(助成金の額)

第3条同盟会は、対象者に対し3,000円を当該年度予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(交付申請)

第4条助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

(1)住所及び誕生日を証明できる書類

(2)ご搭乗案内(写し)、搭乗証明書のどちらか

2助成金の交付申請期限は、旅行最終日から30日以内とする。

(交付決定)

第5条会長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条会長は、虚偽の申請、その他不正手段により、助成金の交付を受けた者があると認めるときは、助成金の返還を命ずることができる。

2 対象者は、前項による取り消しを受けた場合は、速やかに取り消された額を返還しなければならない。

(その他)

第7条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附則この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附則この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附則この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附則この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則この要綱は、平成28年12月1日から施行する。